

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人キャンバスの会（以下「この法人」という。）の役員（監事を含む）及び評議員の報酬、謝金並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬、謝金とは社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(謝金の支給)

第3条 この法人は、評議員、理事及び監事に対し職務執行の対価として謝金を支給することができる。

- 2 この法人の理事及び監事に対して、理事会出席の都度一人一律5,000円（源泉所得税控除後の金額）の謝金を支給する。
- 3 評議員に対しては、評議員会出席の都度一人一律5,000円（源泉所得税控除後の金額）の謝金を支給する。
- 4 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、謝金は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、理事に準じて謝金を支給する。

(報酬の支給)

第4条 非常勤理事に対する報酬については、法人からの要請により職務執行の必要があるときに限り支給することとし、1日8,000円（源泉所得税控除後の支給総額）とする。

- 2 各々の監事が行う監査の際の報酬は、1回につき一人5,000円（源泉所得税控除後の金額）とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(旅費等の支給日)

第6条 役員（監事を含む）及び評議員の理事会及び評議員会に出席する際の交通費については、第3条の謝金の額に含まれるものとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- ・この規程は平成29年4月1日（定時評議員会の議決日）から施行する。
- ・令和4年2月15日改定